

令和6年7月2日

発 言 者	発 言 要 旨
石塚委員	山形県子どもの生活実態調査の結果について、1世帯当たりの可処分所得の平均金額は前回調査の平成30年度から135万円増加しているが、その要因をどのように分析しているか。
子ども家庭福祉課長	今回の調査結果では、前回調査時よりもひとり親世帯の割合が減少し二人親世帯が増えており、そのため世帯所得も増加していると考えます。また、調査の対象となった昨年度は国の給付金が多かったことも要因として考えられる。
石塚委員	産業廃棄物税を財源とする循環型産業施設整備事業費補助金及び3R研究開発事業費補助金の応募状況はどうか。
循環型社会推進課長	循環型産業施設整備事業費補助金は、事業者が行う廃棄物の発生抑制やリサイクル推進に資する施設・設備の整備に対する補助金で、事業者からの要望を受けて令和5年度に補助上限額を引き上げるとともに、今年度は早めに事業に着手できるようにスケジュールを見直して募集を行ったところ、昨年度よりも2件多い4件の応募があった。3R研究開発事業費補助金も2件の応募があった。
石塚委員	補助上限額を引き上げたことも応募が増えた要因か。
循環型社会推進課長	そのように考えている。
石塚委員	循環型社会の形成に向けて、現在の課題や事業者からの要望を踏まえて、今後どのように取り組んでいくのか。
循環型社会推進課長	県では、産業廃棄物処理業者が加入する山形県産業資源循環協会から要望を伺っているほか、3R推進等の事業を行う企業を支援するため、3R推進環境コーディネーターを県庁と庄内総合支庁に各1名配置し、企業訪問によりニーズを把握しながら、情報提供や課題解決に向けた助言等を行っている。引き続き、事業者から意見を聴きながら同協会とも連携し、循環型社会形成の推進に取り組んでいく。
石塚委員	大規模な自然災害が発生した場合、災害廃棄物をいかに適切に処理していくかが課題である。県と災害協定を締結する山形県産業資源循環協会との連携強化の進捗状況はどうか。
廃棄物対策主幹	同協会との連携強化については、令和4年度から実施している市町村職員を対象とした災害廃棄物の仮置き場設置訓練について、同協会からも協力をいただきたいと考えており、今後の事業者選定の方法を含めて検討中である。
石塚委員	今定例会に提出された議第97号及び議第104号は、いずれも大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴った条例改正案となるが、法改正により

発 言 者	発 言 要 旨
薬務・感染症対策 主幹	<p>どのような影響が生じるのか。</p> <p>法改正の主な内容は、現行法で禁止されている大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする規定の整備が行われたこと、また、大麻等の不正な施用に対する禁止規定及び罰則が設けられたことであり、今般の法改正に伴い本県の関係条例も一部改正を図る必要がある。</p>
石塚委員	<p>大麻草から製造された医薬品の需要が今後増えていく可能性がある中、大麻栽培を検討する方も増えるのではないかと。大麻栽培の免許に係る手続きはどうか。</p>
薬務・感染症対策 主幹	<p>大麻草は、医薬品としてだけでなく、神事やバイオプラスチックへの活用も見込まれる。現行法では、種子または繊維を採取する目的に限って栽培免許を認めているが、有害な成分であるテトラヒドロカンナビノールを含まない安全な大麻を産業目的として利用していくため、適正な栽培等に関する規定を国が今後整備すると聞いている。</p>
石塚委員	<p>現時点では、試験的に栽培することはできないのか。</p>
薬務・感染症対策 主幹	<p>栽培に関する県の審査基準を平成30年度から設けており、この基準に基づき審査している。</p>
石塚委員	<p>令和5年12月の予算特別委員会で、本県で採択自治体のない脱炭素先行地域について質問し、環境省の次回公募に向けて県内市町村を支援していきたいとの答弁があった。直近の公募が締め切られたが、県内市町村の応募状況はどうか。</p>
環境企画課長	<p>脱炭素先行地域に係る第5回目の公募が6月17日～28日の期間で行われ、本県からは3つの自治体が応募している。採択に当たっては、単なる再エネ設備の導入に留まらず、地域経済の循環や地域課題の解決、住民の暮らしの質の向上につながる先進性・モデル性が高いレベルで求められるなど、採択のハードルが非常に高い事業となっていることから、県では企画構想の段階から各自治体と打合せを繰り返し、伴走支援を行ってきた。</p>
石川(渉)委員	<p>電気料金や物価の高騰が医療機関や福祉施設の大きな負担となっている。令和4年度と5年度は6月補正予算で医療機関や福祉施設に対して電気料金の支援を行ったが、今回の補正予算案には含まれていない。県では物価高騰による影響をどのように捉え、支援を行っているのか。</p>
医療政策課長	<p>医療機関に対する物価高騰支援については、政府の方針を踏まえて令和4年度以降、複数回にわたり実施してきた。今年度は食材料費の高騰に対して、診療報酬改定前の4月、5月分の入院時食事療養費の支援を行っている。物価高騰は全国的な課題で都道府県単位での支援には限界があると考えており、令和7年度政府の施策等に対する提案の中で国に要望している。国が今秋に向けて策定中の経済対策では、物価高騰に対する医療分野への幅広い支援を検討していくと聞いており、県としては政府の動向を注視しながら、引き続き、必要な財源の確保に向けて働き掛けていきたい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
高齢者支援課課長 補佐	介護事業者に対する物価高騰支援については、令和4年度～5年度に、政府の臨時交付金を活用しながら、これまで3回、約1,350件、約7億7,000万円の補助金を交付した。また、食材料費が高騰している中、今年度の介護報酬改定では、食費の基準費用額は据え置きとなっている。介護事業者からの直接の要望は現在受けていないが、食費に係る負担が増加しているとの声を聞いている。今後、国の経済対策の動きも注視しながら必要な支援を検討していきたい。
石川(渉)委員	今定例会の予算特別委員会において、高次脳機能障害に対する精神障害者保健福祉手帳の交付に関して質問があった。同手帳は認知症についても申請を行えるが、申請及び却下の状況はどうか。
障がい福祉課長	申請件数に対する却下件数は、過去3年で、令和3年度が41件中10件、4年度が29件中7件、5年度が40件中9件で、全体では約24%が却下されている。認知症による手帳の交付については、高次脳機能障害の場合と同様、法令等に基づき、県精神保健福祉センターにおいて精神保健指定医3名からなる合議制の判定会議で判定している。
石川(渉)委員	医師の診断書を添付して手帳を申請している中、却下された割合が約24%という状況は高水準ではないかと感じる。手帳交付に係る判定は都道府県によって差があると聞いており、他都道府県等の実態の把握や関係機関との意見交換を行っていく必要があると考えるがどうか。
障がい福祉課長	認知症による手帳の交付状況に係る公表データはないが、国の協力も得ながら実態の把握に努めていきたい。判定結果に対する審査請求も受けており、添付する診断書の書き方について解釈の齟齬も想定されるため、関係機関との意見交換や課題の共有を検討していきたい。
石川(渉)委員	山形県子どもの生活実態調査では、子どもの貧困率は改善していると報告されたが、物価高騰等によってひとり親世帯の生活は依然として厳しい。県が行う低所得のひとり親世帯に対する県産米の提供事業の実施状況はどうか。
子ども家庭福祉課長	今年度、県内在住の児童扶養手当を受給する6,500世帯程度を対象に令和6年産県産米10kgを提供することとしており、事業の執行を民間事業者に委託するための準備を進めている。米の確保が整ってからの提供となるが、今年度新たに受給資格を得る世帯も想定されるため、市町村とも情報を共有して事業を進めていきたい。
石川(渉)委員	今後、給食のない夏休みに入る。夏休みに間に合うよう事業を進められないか。
子ども家庭福祉課長	令和6年産県産米を確保できるタイミングを考えると、夏休み前での事業実施は難しいが、可能な限り速やかに提供していきたい。
橋本委員	有害鳥獣の捕獲を担う方々の高齢化が課題となっているが、現状はどうか。
みどり自然課長	本県ではイノシシやツキノワグマ等による農作物への被害が増加しており、有

発 言 者	発 言 要 旨
橋本委員	<p>害鳥獣の捕獲の担い手となる狩猟者に対する社会的な需要は高まっているものの、狩猟者の多くが加入する県猟友会の会員数は、昭和53年度の7,141名をピークに減少しており、令和6年3月末現在の会員数は1,695名で、その過半数を60代または70代の方々が占めている。そのため、県では、新規狩猟者の確保・育成に向けた取組みを進めている。</p> <p>担い手の確保・育成に向けた具体的な取組内容はどうか。</p>
みどり自然課長	<p>これまで、県では、県猟友会が開催する狩猟免許取得のための講習会への補助、新規に銃所持許可を取得した者に対する物品購入経費への補助、県猟友会支部が独自に開催する研修会やセミナーへの補助等を行ってきたが、減少が続く狩猟者を確保していくためには、狩猟に対する関心をより多くの県民に持ってもらう導入部分での取組みが必要と考え、補正予算案を今定例会で提出している。具体的には、地域おこし協力隊である若手の狩猟者によるトークセッション、狩猟の模擬体験、狩猟免許取得に向けた相談等を通じて、狩猟者の裾野を広げていくイベントを開催したい。</p>
橋本委員	<p>ある自治体では、女性からも狩猟に関する相談が寄せられたと聞いている。また、今の答弁にも地域おこし協力隊である若手の狩猟者の話があった。性別や年齢に関係なく狩猟免許を取得できる点をイベントでは周知していくのか。</p>
みどり自然課長	<p>若い世代の方々にも訴求できる内容とするため、幅広い視点を持ってイベントの開催に取り組んでいきたい。</p>
橋本委員	<p>県立河北病院と寒河江市立病院との統合再編に当たって、昨年度に開催された管内1市4町の首長も参加する西村山地域医療提供体制検討会では、新病院における産婦人科医師の配置及び分娩施設の整備について意見があった。県立河北病院の産婦人科医師の配置状況及び受診実績はどうか。</p>
県立病院課長	<p>県立河北病院では、以前は常勤の産婦人科医師を2名配置していたが、現在は1名で、分娩は休止中である。年間1人～3人の受診があり、妊婦健診の血液検査や超音波検査を行っている。出産期は分娩可能な医療機関を紹介している。</p>
橋本委員	<p>西村山地域には分娩可能な医療機関が一つしかない。この状況を改善していくためには新病院における産婦人科医師の配置が必要と考えるが、現時点での検討状況はどうか。</p>
西村山医療体制企画主幹	<p>西村山地域内の分娩件数は令和4年度で約370人であり、うち西村山管内で分娩を完結した件数は140人に留まる。残りの多くは山形市内で出産している。</p> <p>統合再編・新病院整備に関する協議会には、新病院の診療機能を検討していくため、両病院の院長や山形大学医学部等で構成する医療機能部会を設置しており、先週、第1回目の会議を開催した。部会では、新病院に分娩施設を設置する場合、ハイリスク出産や検診入院等に対応しなければならない点を考慮すると、必要となる産婦人科の常勤医師は3名と試算されるが、今後、人口減少に伴って分娩件数も減少していくことが見込まれる中で、3名の配置は相当に高いハード</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>ルであるとの議論があった。分娩を取り扱うためには産婦人科医の確保が基本となるため、引き続き、部会において議論を深めていくが、年度内には新病院の基本構想を示したいと考えており、その中で一定の方向性を盛り込んでいきたい。</p> <p>現在、周産期医療機関の役割分担と連携を進めていく視点から、産科セミオープンシステムを村山管内で稼働している。同制度は、妊婦健診は自宅から近い診療所で行い、妊娠 34 週以降は山形市内の分娩取扱いの病院に移行するもので、西村山管内で分娩が完結しない方の 3 割弱が同制度を利用しており、同制度の利用を拡大していく取組みも対応策の一つと考えている。</p>
橋本委員	<p>児童相談所には若い職員が多いが、人材育成の取組状況はどうか。</p>
子ども家庭福祉課長	<p>国が定める児童相談所運営指針では、児童相談所職員には、関係法令の知識や子どもの特性を踏まえたアセスメントに基づく相談支援技術が求められている。児童福祉司には、任用後 6 か月以内での専門研修、3 年以上勤務した者へのスーパーバイザー研修の受講が義務付けられ、専門職としてのスキルアップを図っている。また、児童心理司は、外部専門機関が実施するスキル向上のための研修に派遣している。日常業務においても、若手職員と中堅職員がチームで対応する地域担当制を実施し、事案に対する実地指導により若手職員の育成に努めている。</p>
橋本委員	<p>職員の配置数は十分なのか。</p>
子ども家庭福祉課長	<p>現在、中央児童相談所と庄内児童相談所とで計 41 名の児童福祉司を配置しており、国の配置基準を満たしている。</p>
橋本委員	<p>職員に対するメンタルサポートの取組状況はどうか。</p>
子ども家庭福祉課長	<p>業務上の悩みを一人で抱え込まないように中堅職員とチームを組んで対応するほか、事案への対応方針を検討するための会議を開催し、サポートしながら対応している。</p>
橋本委員	<p>子育て世帯に対する伴走型支援の取組状況はどうか。</p>
子ども成育支援課長	<p>母子保健に関する相談支援は、基本的に市町村が行うものであり、県では市町村に対する財政的支援、研修等の技術的支援等を行っている。全市町村で子育て世代包括支援センターを設置しており、妊娠期から子育て期までの母子保健に関する相談にワンストップで対応している。更に今年度からは、子育て世代包括支援センターと児童福祉の相談窓口である子ども家庭総合支援拠点を一体化した子ども家庭センターの設置が努力義務化され、設置する 27 市町村において全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの相談支援を一体的に行っている。</p>
橋本委員	<p>里親制度は様々な理由によって家庭での生活が困難な子どもを支援するものだが、県の里親に対する支援体制はどうか。</p>
子ども家庭福祉課長	<p>里親の区分として、一般的な養育里親のほか、児童虐待等により心身に有害な影響を受けた児童や障がいのある児童を養育する専門里親がいる。専門里親に対</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>しては、寒河江市の子ども家庭支援センター「チェリー」等において、里親サポーターによる相談支援や養育費補助を行っている。養育里親を含めた里親全体へのサポートとしては、児童相談所の児童福祉司が定期的に里親家庭を訪問して相談支援を行うほか、児童養護施設の里親支援専門相談員が中心となって、日頃の養育の悩みの共有や情報交換を行う交流サロンを開催している。</p>
<p>【発議第 11 号の集中審査】</p>	
橋本委員	<p>有害鳥獣による農作物の被害額及び捕獲頭数の推移はどうか。</p>
農村計画調整主幹	<p>被害額については、直近 4 年間で、令和元年度が約 4 億 6,000 万円、2 年度が約 4 億 8,000 万円、3 年度が 4 億円、4 年度が 3 億 6,000 万円である。カラスによる被害が比較的多く、イノシシ、ムクドリと続く。農作物では、さくらんぼの被害が大きく、水稻、りんごと続く。</p>
みどり自然課長	<p>捕獲頭数については、令和 3 年度～5 年度（速報値）の実績順に、ツキノワグマが 276 頭、324 頭、800 頭、ニホンザルが 621 頭、603 頭、863 頭、イノシシが 2,655 頭、1,866 頭、2,854 頭、ニホンジカが 64 頭、71 頭、20 頭である。</p>
橋本委員	<p>県の取組みにより捕獲が進められ、被害額も徐々に減少している中、本条例を制定する狙いは何か。</p>
小松議員(提出者)	<p>条例制定を考えたのは私の地元での経験が出发点となっている。地元の過疎地域では、サルの群れが住家の敷地内を横断し、自家用に栽培している農作物や洗濯物、住家等被害が甚大なものとなっている。また、漁業組合からはカワウによる稚魚の捕食が多発しているとの話も聞いた。県当局の答弁のとおり、近年の農作物の被害額は徐々に減少しているが、被害額に算定されない自家用の農作物や稚魚の被害などへの影響も大変大きい。最近クマの出没も多発しており、農作物被害への対策だけではなく、県民生活の安全と安心を確保していくためにも更なる取組みの強化が必要である。そのためには、本条例の制定が今後の施策を展開していく上で有効なものになると考えている。</p>
橋本委員	<p>条文では、捕獲した鳥獣の毛皮等の有効利用に触れており、利益を目的とした鳥獣の大量捕獲につながる恐れはないかと懸念するが、どのように考えるか。</p>
小松議員(提出者)	<p>捕獲鳥獣の有効利用については第 2 条第 4 項及び第 9 条に明記している。有効利用については、有識者である岩手大学の山内准教授や山形大学の江成教授から意見を聴取した。江成教授からは、ジビエは安定的な需給関係を作って商業化につなげることが難しく、また、利益追従のために大量捕獲を行えば生態の適正管理にも反するため、単純に民間に推奨していくのではなく、十分に注意しながら取組みを進めていく必要があるとの指摘を受けた。また、北海道でジビエの加工を営む民間事業者を訪問したが、加工施設の整備には行政から資金が投入されており、有効利用を推進していくためには何らかの行政の支援が必要との意見があった。生態の適正管理に配慮しながら、持続的な有効利用を図るためには、行政の立場から県としても今後の調査研究等を進めていく必要があると考えている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
橋本委員	パブリックコメントの件数及び意見の内容はどうか。
小松議員(提出者)	4件の意見があり、全て現状の課題の改善を期待する意見であった。興味深いものとして、効率的に捕獲を行うためには捕獲者が山に入るための林道の整備を進める必要がある、また、クマは河川の支障木に隠れるため河川整備を含めた対応が必要であるなど、幅広い視点からの意見があった。
石塚委員	本条例を制定する意義についてどのように考えるか。
小松議員(提出者)	耕作放棄地の増加や森林整備が進まないなど、環境面の課題があり、野生鳥獣が私たちの生活空間に近づきやすい状況が生まれている。以前は鳥によるさくらんぼ被害が大きく、県が対策を講じたことで被害は減少したが、現在は生息域を拡大したイノシシ、シカ、サルによる被害が大きくなっている。行政には新たに生まれる課題に対して効果的な施策を柔軟に展開していくことが求められており、今後の施策を展開していく上での基本的な考え方を示すためにも条例の制定が必要と考えた。本条例の制定により、本県における今後の鳥獣被害防止対策を総合的に推進し、ひいては県民と野生鳥獣の共存及び県民の良好な生活環境の確保につなげたい。
石黒委員	現在の取組みは国の法律に基づくものだが、県当局では条例制定後の取組みをどのように考えるか。
みどり自然課長	法律としては、環境省所管の鳥獣保護管理法と農林水産省所管の鳥獣被害防止特別措置法があり、県では環境エネルギー部と農林水産部がそれぞれ取組みを進めている。鳥獣被害防止特別措置法では、農林水産被害対策の中心は市町村とされている。本条例は、法の趣旨を超えて県が被害対策の中心を担っていくものではなく、市町村が行う施策との調整を図りながら、県全体で総合的かつ実効的な取組みが進められるよう、県が行うべき施策を実施していくものと捉えている。
石黒委員	第9条で、ジビエ等の有効利用について県は調査研究等に努めると明記されているが、現在、県では調査研究を進めているのか。
みどり自然課長	現在、県民からジビエ等の利用を検討しているとの相談を受けた場合に、国の制度を紹介するなどしている。
石黒委員	有効利用を含め、県の対応が追いつかなければ実効性ある条例にはならない。対策に取り組んでいく上で、今後の組織体制の在り方をどのように考えるか。
小松議員(提出者)	対策の先行地域である群馬県と新潟県を訪問した際、特に評価した点が鳥獣被害防止対策支援センターの存在である。農林、環境、防災部局に所属する職員がセンターに派遣され、部局横断的にチームを形成し、現状の課題に対して必要な措置を講じるために取り組んでいた。また、地元大学と連携しながら共同研究を進めており、新潟県では長岡技術科学大学と共同でベンチャー企業を設立し、当該企業に調査や技術開発を委託している。意見を聴取した有識者からも、地域の特性を十分に理解している地元大学との連携や協調は重要との指摘を受けた。

発 言 者	発 言 要 旨
石川(渉)委員	現在、特定野生鳥獣は何種類いるのか。
農村計画調整主幹	鳥類と獣類とに大別され、鳥類は、スズメ、カラス、カモ、ムクドリ、ハト、キジ、ヒヨドリ、サギ、その他に区分される。獣類は、カモシカ、クマ、サル、タヌキ、ハクビシン、ウサギ、ネズミ、イノシシ、モグラ、シカ、その他に区分され、それぞれ10種類程度である。
石川(渉)委員	これら獣種の生育状況や被害状況を県では把握しているのか。
農村計画調整主幹	獣種を判別できない場合や被害届が出ていない事例もあるが、市町村を通じて概ね把握している。
石川(渉)委員	第4条では、県の責務について、「特定野生鳥獣の生育状況、特定野生鳥獣による被害の状況等を把握したうえで、鳥獣被害防止対策等を総合的かつ計画的に実施する」と明記している。現在は、市町村を通じて被害状況等を概ね把握しているが、今後、県には、条文に明記されている全ての獣種の情報を更に正確に把握することを求めていくのか。
小松議員(提出者)	特定野生鳥獣の具体的な獣種をどこまで明記するかについて、プロジェクトチームで議論を行った。被害状況を正確に把握できる代表的な獣種に限定すべきではないかとの意見も出たが、市町村との意見交換の中では、明記する獣種について様々な要望があり、全ての県民にとって有効な条例とするため、最終的には幅広く記載することとした。
石川(渉)委員	市町村の要望は理解できるが、第2条第2項のとおり、条文に記載されない獣種も追加的に規則で指定特定野生鳥獣に定めることができる。獣種が増えるほど、被害状況等を把握する県の業務量が増大するのではないかと。条例制定後は、法律に基づいたこれまでの県の取組みを更に強化していくという理解で良いか。
小松議員(提出者)	有効な鳥獣被害対策を講じていくためには、鳥獣の生態や被害の実態をしっかりと把握していく必要がある。例えば、戸沢村ではサルの追払いを行っているが、追い払われたサルは隣接の大蔵村に移動し、大蔵村が追払いを行えば、サルは戸沢村に戻ってくる。鳥獣被害防止特別措置法で対策の中心は市町村とされているが、市町村単位での取組みには限界があり、県が県内全体の生態や被害を把握し、市町村と協力体制を築きながら、広域的な視点で対策を推進していくことが重要と考えている。
相田(日)副委員長	多くの関係団体から意見聴取を行っているが、条例案の策定に至る検討経過はどうか。
小松議員(提出者)	令和5年6月にプロジェクトチームを設立し、まずは県内の鳥獣被害の現状や課題の調査を行った。その後、先行して条例を制定している新潟県と群馬県の調査を進め、最初の条例案を作成して13市町村から意見を聴いた。また、天童市農協、県猟友会、県森林組合連合会、大学の有識者等からも意見を聴き、パブリックコメントを経て、最終的な条例案を策定した。様々な意見を聴いたが、地元

発 言 者	発 言 要 旨
相田(日)副委員長	<p>大学との連携、調査研究の推進、人材育成等については条文に反映している。</p> <p>同様の条例を制定している都道府県はどこか。また、条例の内容は今後の県当局の取組みにも影響するが、県当局とも意見交換を行ったのか。</p>
小松議員(提出者)	<p>現在、条例を制定しているのは、北海道、茨城県、群馬県、新潟県である。県当局とは現在の取組みについて勉強会を行うとともに、条例案に関する意見交換を重ねた上で提案している。</p>
伊藤(重)委員	<p>条例制定後、今後の取組みとして特に期待する部分はあるか。</p>
小松議員(提出者)	<p>地元大学との連携を強化して共に調査研究を進めていくことが重要である。また、捕獲者等の専門家の育成も必要である。現在、山形大学農学部において専門家の育成を行っているが、全国的にニーズが高く、県外に人材が流出している。兵庫県では大学と連携して専門家育成のための施設を設立し、県や市町村の職員が研修を受講し、自分の所属に戻った後に研修で学んだことを現場で実践していると聞いた。本県においても、他県の取組みを参考にしながら、複数の部局が連携して対策に取り組んでいくことを期待したい。</p>
伊藤(重)委員	<p>部局横断的な取組みについて、県当局の考え方はどうか。</p>
環境エネルギー部長	<p>鳥獣被害対策については、昨年度まで環境エネルギー部が一括して窓口業務を担っていたが、農作物の被害対策については、今年度から農林水産部で所管している。防災くらし安心部を含めて複数の部局が関係する課題であり、横串を刺すような組織が必要ではないかという提案者の意見については、総務部とも連携しながら検討していきたい。</p>
農林水産部長	<p>農作物の被害対策については、今年度から農林水産部の所管となったが、これまでも各総合支庁の農業振興課に担当を配置し、鳥獣被害対策に当たっている。今後、条例の趣旨を踏まえながら、引き続き、部局で連携して取り組んでいきたい。</p>
<p><b>【発議第 13 号の集中審査】</b></p>	
石塚委員	<p>これまでも県では健康づくりに関する様々な施策に取り組んでいるが、どのような経過から条例の制定を検討するに至ったのか。</p>
渋間議員(提出者)	<p>令和元年に北海道・東北地区の道県議会議員の研修会があり、各道県が健康増進に関する取組みを発表する中、北海道では「道民笑いの日」を制定し、笑うことによって道民の健康増進を図っている事例が紹介され、本県においても同様の取組みができるのではないかと考えたのがきっかけである。その後、議会においても質問で取り上げるなど県当局とのやりとりを重ねたが、取組みを進めていくためには議員発議によって条例を提案し、健康に対する県民意識の醸成につなげたいと考えた。</p>
石川(渉)委員	<p>北海道の場合、条例ではなく制定要領で「道民笑いの日」を制定しているが、</p>

発 言 者	発 言 要 旨
渋間議員(提出者)	どのような経過から制定されたのか。
石川(渉)委員	北海道では、知事が「道民笑いの日」の制定について提案し、検討が進められたと聞いている。
渋間議員(提出者)	北海道の制定要領を見ると、道の取組みや関係機関との連携の規定に留まる。本県の条例案は事業者や県民の役割までも規定しているが、その意義は何か。
石川(渉)委員	家庭や職場で健康づくりを推進したいという考えから条文に盛り込んでいる。
渋間議員(提出者)	第5条で、県民は「1日1回笑う等」の具体的な取組みまで規定しているが、その意義は何か。
石川(渉)委員	山形大学や福島県立医科大学の研究では、1日1回笑うことで免疫力が上がるとの指摘があり、具体的な取組みとして明記した方が良いと考えた。
渋間議員(提出者)	確かに、健康には良さそうである。ただし、笑いというのは人の感情であり、笑うか笑わないかの選択もまた県民の権利ではないか。行政に関わる私たちは、何よりも県民の人権を守っていくことに十分に配慮しなければならない。そのような考えから第6条で、「この条例の実施に当たっては、個人の意思を尊重し、及びその置かれている状況に配慮するものとする」と明記していると推察するが、第6条を盛り込む必要があるのであれば、最初から県民の役割として「1日1回笑う等」を明記する必要はないのではないか。
石川(渉)委員	指摘は理解できる。第6条で個人の意思を尊重すると明記しているとおり、本条例は県民に笑うことを強制するものではない。ただし、笑うことができるのであれば1日1回は笑いましょうと具体的に明記した方が県民にも分かりやすく伝わるのではないかと考えた。過去、議員発議で、やまがた県産酒による乾杯を推進する条例を提案した際も、強制になるのではないか等の様々な意見が交わされた。しかし、乾杯という具体的な取組みを明記したことによって県民にも広く浸透した。
渋間議員(提出者)	努力義務だとしても、1日1回笑うことを県民の役割として規定することは条例として相応しいものではない。これは、意見の相違と捉える。
石川(渉)委員	「県民笑いで健康づくり推進の日」を毎月8日とする狙いは何か。
橋本委員	笑い声に掛けて8月8日を「道民笑いの日」と制定している北海道の事例を参考にしたが、8月9日は長崎原爆の日、8月15日は終戦の日となることから、8月には拘らずに毎月8日と設定している。
渋間議員(提出者)	事業者の役割について明記しているが、実際に「笑いに満ちた職場環境の整備等」に取り組む企業を把握しているか。
石川(渉)委員	事業者の役割について明記しているが、実際に「笑いに満ちた職場環境の整備等」に取り組む企業を把握しているか。
橋本委員	事業者の役割について明記しているが、実際に「笑いに満ちた職場環境の整備等」に取り組む企業を把握しているか。
渋間議員(提出者)	パブリックコメントでは、笑いヨガを経験した経営者の方が、笑いによる健康

発 言 者	発 言 要 旨
橋本委員	<p>づくりへの有効性を認識し、社内活動に取り入れたとの意見が寄せられた。</p> <p>そのほか、パブリックコメントの主な内容はどうか。</p>
渋間議員(提出者)	<p>十数件がメール等で寄せられた。元職の看護師の方からは、「本条例を制定してほしい。看護現場は笑いによる効果を承知している。県民の健康づくりに生かしてほしい」との意見があった。</p>
石黒委員	<p>県内には、障がい等によって笑いたくても笑えない人が一定数いることを認識しているか。</p>
渋間議員(提出者)	<p>認識している。有識者からは、笑いたいが上手く笑えない状況だとしても、そのシグナルを発することはできるとの話を聞いた。繰り返しになるが、本条例では個人の意思を尊重している。</p>
石黒委員	<p>個人の意思を尊重するのだとすれば、条例化しなければならない理由が理解できない。制定後は県民に努力が求められる。笑うことが健康づくりに効果的なことは理解するが、県民の人権を守るためには条例によらない別の手法もあるのではないか。</p>
渋間議員(提出者)	<p>条例化によって健康増進に係る県民の意識醸成につながると考えている。</p>
石黒委員	<p>条例は県議会が制定する最高規範である。様々な状況に置かれた県民がいる点を考慮すれば、条例によらない手法があるだろうと考える。</p>
伊藤(重)委員	<p>個々人に様々な状況や価値観があることは理解する。個々人が置かれた様々な状況に応じながら、本条例が笑うことへの、また、県民の健康づくりへの起点になれば良いと考える。</p>
相田(日)副委員長	<p>条例案の策定に当たり、どのような調査を行ったのか。</p>
渋間議員(提出者)	<p>昨年5月の有志議員によるプロジェクトチームの立ち上げ以降、笑い与健康の相関関係について研究している山形大学医学部の櫻田教授から意見を聴取するほか、認知症予防等の取組みとして医療機関や地域で行っている笑いヨガを体験した。そのほか、北海道が連携している吉本興業や福島県立医科大学を訪問して調査を行い、その後、プロジェクトチームで条例案の検討を行った。</p>
相田(日)副委員長	<p>改めて、本条例に対する思いはどうか。</p>
渋間議員(提出者)	<p>繰り返しになるが、本条例は笑うことを県民に強制するものではない。日常生活の中で笑うことを少しでも意識してもらい、健康につなげてもらいたいという趣旨である。笑いたくても笑えない方々を排除する意図は全くなく、本条例に基づいて県民全体の健康づくりに寄与していきたい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
<p>【発議第12号の集中審査】</p> <p>石塚委員</p> <p>子ども家庭福祉課長</p> <p>石塚委員</p> <p>子ども家庭福祉課長</p> <p>石塚委員</p> <p>青木議員(提出者)</p> <p>吉村議員(賛成者)</p> <p>石塚委員</p> <p>青木議員(提出者)</p>	<p>児童虐待の認定件数の近年の推移はどうか。</p> <p>令和元年度が847件、2年度が733件、3年度が617件、4年度が655件である。</p> <p>600件を超えて推移しており重要な課題である。これまで、県では児童虐待防止に係る施策をどのような計画や体系に基づいて展開しているのか。</p> <p>県では、児童虐待の防止等に関する法律や山形県子育て基本条例に基づき策定した、やまがた子育て応援プランによって、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、適切な保護指導、自立支援に至るまでの対策を、これまでも総合的に推進している。</p> <p>主な取り組みとして、児童虐待の発生予防という点では、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問して親子の心身の状況等を把握する乳児家庭全戸訪問事業、支援を要する子育て家庭に保健師等が訪問して助言指導を行う養育支援訪問事業を全市町村で実施している。また、県民が児童虐待の防止や子どもの人権擁護について関心を持ち、社会全体で機運を高めていくことを目的に、児童虐待防止推進月間である11月にオレンジリボンキャンペーンを展開するほか、SNS等を活用した相談支援も行っている。</p> <p>次に、早期発見・早期対応という点では、専門的な相談対応の窓口となる児童相談所の役割が非常に重要になっていることから、専門職員の増員等による体制強化を図るとともに、児童福祉司の指導教育を行うスーパーバイザーの養成を進めている。そのほか、市町村・学校・警察・児童相談所等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を全市町村に設置し、保護や支援が必要となる児童や家庭の状況把握、支援内容の検討を行っている。</p> <p>法律や条例に基づき策定したプランを根拠に市町村や県が施策を展開している中、現在の取り組みのどのような部分が不十分と考え、改正案を提出したのか。</p> <p>様々な対策を実施する中でも虐待認知件数は高い水準で推移しており、既存の条例に子どもへの虐待の防止を明記し、更なる対策を推進していく必要があると考えた。</p> <p>補足すると、県民の意識啓発の効果も含まれている。以前、議員発議で山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例を制定したが、県警が対策を講じていなかったから制定した訳ではない。対策を行っていながらも飲酒運転による重大事故が減らないため、条例を制定することで県民の意識啓発を推進していく狙いであった。今回の改正案も同様の狙いである。</p> <p>児童虐待防止に関して新しい条例を策定するのではなく、既存条例を改正することを選択した理由は何か。</p> <p>これまでも条例や現行のプランに基づいて県や市町村が対応している中、改正により県民に対する意識啓発のアナウンス効果が生まれると考えた。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
石塚委員	改正ではなく、新しく条例を制定した方がアナウンス効果が生じるのではないか。
青木議員(提出者)	新しい条例を制定する必要まではないと考えた。
齋藤議員(賛成者)	補足すると、既に山形県子育て基本条例の基本理念県民に広く浸透しており、同条例に基づいて様々なプランや計画が策定されている。そのような現状を踏まえれば、条例を改正することで対応していきたいと考えた。
石塚委員	児童虐待防止に関して新しい条例を策定することでは、効果は得られないとの認識か。新しい条例を策定する必要まではないという提出者の意見について再度確認したい。
青木議員(提出者)	これまでも様々な取組みを行っている中、直近の虐待認知件数は 655 件であり、対策の緊急性を考えて条例を改正することで対応していきたい。
吉村議員(賛成者)	補足すると、既に様々な計画が山形県子育て基本条例に基づき策定されており、それらの根拠となっている同条例に子どもへの虐待の防止を明記することで、既存計画への波及効果が得られると考えた。また、児童虐待防止に向けては、スピード感を持って県民に意識啓発を行っていく必要があり、かつ、現時点では県当局において新条例の制定に向けた動きは見られなかったことから、議員発議で条例の改正案を提出することを考えた。
石塚委員	現在、県では、やまがた子育て応援プランの次期計画の策定に向けた作業を進めていると聞いている。次期計画の策定に係る今後のスケジュールはどうか。また、次期計画には児童虐待防止に係る対策を反映していく考えか。
しあわせ子育て政策課長	令和5年4月のこども基本法の施行や12月のこども大綱の制定を受け、都道府県こども計画の策定が努力義務化されたこと、また、やまがた子育て応援プランの終期が今年度となることから、次期計画となる山形県こども計画(仮称)の策定に向けた作業を進めている。計画の内容の検討に当たっては、こども意見箱の設置や山形県こども会議の開催を通じて、こども・若者から様々な意見を聴くことで計画に反映していきたい。今年度は、外部有識者で構成する子育てするなら山形県推進協議会及び知事、副知事、部局長で構成する子育てするなら山形県推進本部会議を複数回開催し、やまがた子育て応援プランの評価や山形県こども計画(仮称)の内容等について審議を行い、パブリックコメントを経て、今年度末には策定する予定である。
石塚委員	山形県こども計画(仮称)には議会側の意見も反映していくのか。
しあわせ子育て政策課長	計画の骨子や素案について議会に報告する中で意見を聴いていきたい。
石塚委員	このタイミングで改正するのではなく、子どもや若者や議会からの様々な意見を反映した最終的な山形県こども計画(仮称)の内容を踏まえた上で、改正案を

発 言 者	発 言 要 旨
青木議員(提出者)	<p>検討する方が、プロセスとして整理されており、県民の利益にもつながるのではないか。また、有識者から意見を聴取しているが、新しい条例を制定するのではなく、既存の条例を改正するように助言があったのか。</p>
青木議員(提出者)	<p>パブリックコメントで、児童虐待防止を追加することで施策の展開を強化してほしいとの意見があった。</p>
松井議員(賛成者)	<p>補足すると、県立保健医療大学からは、児童虐待に悩んでいても声を上げられない人がおり、悩みを一人で抱え込まないでほしいというメッセージを県民に出していくことは重要であるとの意見があった。子育てするなら山形県推進協議会の委員からは、子どもの利益を優先していくことを明記してはどうかとの意見があり、それらの意見を踏まえて改正案を提出している。</p>
石塚委員	<p>子どもを取り巻く環境には、いじめ、非行、貧困、不登校などの様々な課題がある。児童虐待防止に限って明記することに疑問がある。</p>
橋本委員	<p>改正案に賛成である。改めて、どのような狙いで条例を改正するのか。</p>
青木議員(提出者)	<p>これまでの答弁が、全ての思いである。</p>
石黒委員	<p>子どもの課題は児童虐待に限らない、次期計画の内容を見極める必要があるなどの意見が出された。しかし、虐待認知件数の実態が示すとおり、児童虐待への対応は極めて緊急性が高く、次期計画の策定を待っている状況にはないと考ええる。これまで県では、児童虐待防止に関する新しい条例の制定に向けて、検討を行った経過はあるか。</p>
子ども家庭福祉課長	<p>県では、新しい条例を制定するのではなく、現行プランや法律が規定する自治体の責務に基づき取組みを進めている。</p>
石黒委員	<p>条例を改正することについて県当局の考え方はどうか。</p>
しあわせ子育て応援部長	<p>今回の改正案には、子どもの最善の利益を優先して考慮することを基本理念に定めるとともに、子どもへの虐待の防止を明記することで、更なる施策の展開や社会全体で虐待を防いでいく機運の醸成を促す目的があるものと理解している。県ではこれまでも児童虐待を防ぐための取組みを進めており、県の考え方と方向性は同じである。明確化されれば、県として更に取組みを強化していくことになる。</p>
石黒委員	<p>子どもの課題が児童虐待に限らない点は承知しているが、子どもの権利をしっかり守っていくために、まずは、児童虐待防止に関して条例を改正する必要性はあると考える。</p>
相田(日)副委員長	<p>児童虐待の認定区分はどうか。</p>
子ども家庭福祉課	<p>身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトの4区分で認定を行っている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
長	
相田(日)副委員長	区分ごとの割合の推移はどうか。
子ども家庭福祉課長	最も高い心理的虐待は、令和2年度が56.5%、3年度が56.9%、4年度が55.9%である。次いで、身体的虐待は2年度が22.6%、3年度が29%、4年度が28.4%、ネグレクトは2年度が19.5%、3年度が13.3%、4年度が15%である。
相田(日)副委員長	これまでの対策について県当局とは協議を重ねたのか。また、協議を重ねた結果として、最終的に条例を改正するという考えに至ったのか。
齋藤議員(賛成者)	県当局とは意見交換を行った。現在の県の取組みに不足があるから改正するのではなく、条例の基本理念をより強固なものにして、更に予算拡充や取組みの強化につなげていきたいという点が前提であることを理解してほしい。
相田(日)副委員長	元々は県当局が制定した条例である。議員発議で改正するのであれば、プロセスとして、議会の場で予算拡充や取組みの強化について県当局に質問を行った上で、答弁内容を踏まえ、改正の必要性を判断していく流れが適切ではないか。しかし、直近の会議録を見ても、児童虐待防止に関する目立った質問は行われておらず、今回の改正案は唐突感を否めない。改めての質問となるが、プロジェクトチームではどのようなプロセスを経て改正案の発議に至ったのか。
青木議員(提出者)	こども基本法の施行から1年が経過し、県でも児童虐待防止の取組みを進めているが、虐待認知件数が高止まりしている中、急いで対応すべきだと考えた。プロジェクトチームを中心に関係者から意見を聴き、準備を進めてきた。
齋藤議員(賛成者)	補足すると、子ども基本法の施行を受けて子どもの権利を主体とする考え方が整備され、県としても条例の基本理念を新たなものにする必要があると考えたのが出発点である。山形県子育て基本条例は様々な計画の根拠となっているが、県当局では改正の動きが見られなかったため、議員発議で提出している。
相田(日)副委員長	改正後、県当局が取組みの強化を図っていくとしても、「虐待」の定義を明確にしなければ、今後の対応に混乱が生じる。例えば、貧困に苦しむ世帯が子どもに十分な食事を与えられない状況も虐待に当たるのか、また、しつけと虐待の違いなどの考え方を整理しなければ条例を運用できない。 改正後、強化につなげたい具体的な取組みはあるか。
青木議員(提出者)	取組みは県当局で検討するものである。
相田(日)副委員長	条例の運用は県当局に任せるとのことか。
青木議員(提出者)	そのとおりである。
吉村議員(賛成者)	補足すると、「虐待」の定義は法律が定めている内容で考えている。

発 言 者	発 言 要 旨
相田(日)副委員長	改めて質問するが、今回の改正の目的は、県民へのアナウンス効果や条例の基本理念の強化のみを重視するのか。
青木議員(提出者)	改正は、児童相談所、警察、学校、民生委員等の全ての関係者の今後の取組みにも影響すると考えている。
相田(日)副委員長	こども家庭庁から意見を聴いた際に、今回の改正についての具体的な意見はあったのか。
齋藤議員(賛成者)	国が進める子どもの権利を主体とする取組みが都道府県にも浸透していくという点で、条例改正は歓迎したいとの意見があった。
相田(日)副委員長	そのほか、専門家からは意見聴取を行ったのか。
青木議員(提出者)	山形県保育協議会や県立保健医療大学から意見聴取を行った。
相田(日)副委員長	先ほど、関係団体から意見を聴いた際には改正に好意的な意見が出たとの答弁があったが、どのような点が期待されていると考えるか。
青木議員(提出者)	児童虐待をなくしていくという点である。
松井議員(賛成者)	補足すると、関係団体からの意見聴取では、児童虐待を防ぐための県の取組みや姿勢が市町村にも波及していくことを期待する意見が多く出た。また、虐待を防ぐためには、孤立や貧困などの困りごとを抱える人が外部に助けを求められるような環境づくりが重要であり、改正することで、社会全体でサポートしていくというメッセージを伝えられるのではないかと意見があった。
石川(渉)委員	子どもへの虐待の防止を明記することで、取組みの一層の強化が図られるとすれば、前進だろうと考える。
伊藤(重)委員	新しい条文の第18条には、「虐待の防止に関する情報の提供、相談体制の整備」と明記されている。これは、現在の県の取組みが十分ではないから明記しようと考えたものではないのか。今回は条例の新設ではなく、現状の取組みを踏まえて改正するのだから、取組みとして不十分であるところをしっかりと見定め、より高みを望む内容にしてほしい。情報の提供や相談体制の整備について、現在の取組み以上の具体的な内容を示してほしい。
青木議員(提出者)	今回の改正は、基本理念の補強の意味合いで行うものである。
伊藤(重)委員	具体的な取組みのイメージはないのか。
吉村議員(賛成者)	補足すると、理念条例である山形県子育て基本条例に基づき県の様々な施策が展開されている構造となっていることから、具体的な取組みの詳細の内容までは同条例に明記しないこととした。

発 言 者	発 言 要 旨
伊藤(重)委員	本委員会で採決しなければならない。採決する委員の立場としては、情報の提供や相談体制の整備の詳細が分からないと県民に説明できない。具体的な内容を条文に盛り込まなくても良いが、具体性に欠けると感じる。時間をかけて検討しているが、当事者となる子どもたちからは意見を聴かなかったのか。
青木議員(提出者)	各議員が個別に親世代や子どもから意見を聴く機会があった。
伊藤(重)委員	条例を改正するのであれば、個別に聴くのではなく、きちんとしたスキームで意見を聴かなければならない。
青木議員(提出者)	各議員が意見を聴き、集約したということである。
齋藤議員(賛成者)	補足すると、子どもの意見を反映することは重要と考えており、日頃から子ども声を聴いている関係団体から意見を聴取した。
伊藤(重)委員	慎重に考えたい。